

公益社団法人秋田県獣医師会選挙管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、役員の選挙に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会の設置及び構成)

第 2 条 理事会は、選挙を公正に管理するため、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、役員以外の正会員のなかから選挙管理委員（以下「管理委員」という。）5名以内を選任する。

2 管理委員会は、前項で選任された管理委員をもって構成し、管理委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置くものとする。

(管理委員の資格)

第 3 条 管理委員は、立候補者並びに推薦人を兼ねることができないものとする。

(選挙の通知)

第 4 条 管理委員会は、役員改選総会開催日から起算して50日以前に定期選挙又は補充選挙を実施する旨を正会員に通知しなければならない。

2 通知には次の事項を記載するものとする。

- (1) 選挙日及び投票場所
- (2) 選挙により選任する役員の員数
- (3) 立候補締切日
- (4) その他必要な事項

(管理委員会の職務及び任期)

第 5 条 管理委員会の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 役員選任に関する必要事項の会員への通知
- (2) 役員立候補者の届出書及び推薦書の受付期間設定並びに良否の審査
- (3) 役員候補者の公示
- (4) 役員選挙時の投票用紙の管理
- (5) 役員選挙における投票権数、投票総数及び有効又は無効投票数の確認
- (6) 有効投票及び無効投票数の判定
- (7) 当選役員の氏名及び得票数の確認
- (8) 役員選挙時の事故処理
- (9) その他必要な事項

2 管理委員の任期は選任されてから満2年とする。

(委員長の職務)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となり委員会を代表する。

- 2 委員長は会議その他事務を常時理事会に報告しなければならない。
- 3 委員長は役員選任に係る違反若しくは不正があると思料するときは、直ちに理事会に報告しなければならない。

(役員立候補者の公示)

第7条 委員長は、立候補の届出書又は推薦書を受理したときは、役員立候補者の氏名、生年月日、推薦区分、勤務先名等を明示した役員立候補者一覧表を選挙期日の14日前までに正会員に送付して役員立候補者名を公示するとともに、本会のホームページ上に公開しなければならない。

(選挙の方法等)

第8条 役員の選挙は、正会員の単記記号式投票により行うものとする。

2 投票は管理委員会の定める投票用紙によって行うものとし、投票者の秘密が保たれるものでなければならない。

3 投票用紙を受け取った正会員は、所定の封筒に正会員の住所及び氏名を自著し、押印のうえ投票用紙を所定の封筒に入れ郵送するものとする。

4 投票はすべて郵送投票とし、管理委員会が決定した投票場所あてに送付するものとする。

5 投票用紙は、候補者の氏名を印刷したものとし、候補者の記載順序は50音順とする。

(選挙立会人)

第9条 管理委員会は、役員立候補者及び管理委員以外の正会員の中から開票立会人を3名指名するものとする。

2 立会人は選挙権を有するものとする。

(開票)

第10条 開票は、役員改選総会の場所で行い、議案審議日程に合わせて行うものとし、その旨を正会員に周知するものとする。

2 正会員は、開票を参観できるものとする。

(無効票)

第11条 次の投票は無効とする。

- (1) 管理委員会の定める投票用紙を用いないもの
- (2) 役員候補者の選択記号以外のことを記載したもの
- (3) 候補者を複数選択したもの
- (4) 指定日時までに投票所に到着しないもの

(当選者の決定)

第12条 得票数の多い役員候補者から理事及び監事ともに順次定員に達するまでを当選者とする。

2 最下位当選者が同一得票数により複数いる場合は、当該候補者の抽選によ

り当選者を決定する。

3 委任状及び書面表決書提出者は、その結果に同意するものとする。

(次点)

第13条 当選者の次に高い得票を得た者を順次次点者とする。

2 獲得得票が同数の次点者がいる場合には、前条第2項に準じて順位を決定する。

(選挙結果の報告)

第14条 当選者が決定したときは、委員長は、当選者の氏名、その選挙における各候補者の得票数等の選挙結果を速やかに総会議長に報告しなければならない。

2 総会議長は、役員改選総会において正会員にその結果を報告するものとする。

(役員の補充選任)

第15条 選挙により選出された役員に欠員が生じたときは、次により欠員を選任する。

(1) 次点者がいる場合には次点者の順次繰り上げ当選とする

(2) 次点者がいない場合には補充選挙を行う

(3) 残任期間によっては、補充選挙を行わないことがある

(無投票当選)

第16条 選挙すべき役員候補者が定数を超えないときは、投票によらないで総会の承認を受けて選任する方法にかえることができる。

(選挙終了後の投票用紙等の管理)

第17条 役員選挙に使用された投票用紙及び集計用紙(以下「投票用紙等」という。)は、総会終了後速やかに封筒に封入のうえ、委員長が署名し当該封筒を封印しなければならない。

2 前項の定めるところにより処理した投票用紙等は、委員長の責任において事務局に保存するものとし、その保存期間は、役員選挙が行われた日の翌日から起算して3カ月とする。保存期間の満了した投票用紙等は、速やかに廃棄するものとする。

4 保存期間中の投票用紙等は、投票結果を再確認する必要が生ずる等、特別の理由がある場合を除き、何人もこれを閲覧することができない。

(開票録)

第18条 管理委員会は、開票の際に開票録を作成しなければならない。

2 開票録には、委員長と立会人の署名がなければならない。

(選挙関係資料の保存)

第19条 当該選挙に係る役員の任期中は、次の資料を保管しなければならない。

- (1) 選挙管理委員会に係る書類
- (2) 立候補届出書及び役員候補者の推薦書
- (3) 開票録

(閲覧)

第20条 正会員は、当該役員選任に係る資料を閲覧することができる。

2 前項の閲覧は、事務所内で行うものとし、複写及び持ち出しは禁止する。

(その他)

第21条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

- 1. この規程に定めのない不測の事態が発生したときは、管理委員会と代表理事及び業務執行理事との合議により決定する。
- 2. この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。
- 3. この規程は、平成27年3月10日から施行する。
- 4. この規程は、平成27年5月20日から施行する。
- 5. この規程は、平成28年5月20日から施行する。